



埼玉県報

第 2 6 0 2 号
平成 2 6 年 6 月 1 3 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [軽油引取税の無効告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [嵐山町平沢土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更\(建築安全課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の住所及び事務所の所在地の変更\(建築安全課\)](#)
- [携帯電話解析装置の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道平方東京線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷野田線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [WTO政府調達協定に基づく一般競争入札の不調の公告\(水道管理課\)](#)
- [WTO政府調達協定に基づく一般競争入札の不調の公告\(水道管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第440号中訂正\(水環境課\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人朝霞市つばさ会
- 三 代表者の氏名
小野 正吾
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市西弁財一丁目七番三十五号幸栄荘一〇五号
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、精神障害者が人間として尊重され、人に備わる諸権利の主体として自立することを支援し、精神障害者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、精神障害者とその家族が安心して暮らせる社会を構築することを目的とする。
（変更後）この法人は、精神障がい者が人間として尊重され、人に備わる諸権利の主体として自立することを支援し、精神障がい者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、精神障がい者とその家族が安心して暮らせる社会を構築することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人みずわスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
酒井 伸三
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県加須市柏戸二千三十七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、加須地域で活動実績のある「軽スポーツ」を核とし、市民が健康で楽しく、生き生きとすごせる場として、総合型スポーツクラブをつくり、親子が、友人が職場のみんなが、世代や性別を超え、市民の健康と子供の育成、明るいまちづくりに貢献・寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人チームF

三 代表者の氏名

福島 俊男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市千代田二丁目三番三十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、本庄市が進めている、行政と市民・諸団体が力をあわせて取り組む「協働のまちづくり」に共感し、行政との協同・分担、諸団体との連携によるまちづくりに関する事業を行うことにより、“人とひととの絆”を大切にしたい「安全で安心、元気なまちづくり」の実現に寄与すること、合わせて、市民の社会参加への機会を提供することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百七十八号

加須市及び小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	果	の調査を行った地区	年月日
加須市	平成二十年度 平成二十三年 平成二十四年度	地籍図三十枚 地籍簿二冊	飯積（飯積・ 麦倉の一部）	平成二十六年 六月十一日	
小鹿野町	平成二十四年度 平成二十五年度	地籍図四十四枚 地籍簿一冊	般若五（大字般若の一部）	平成二十六年 六月十一日	

告示

埼玉県告示第八百七十九号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 ガソリン	11A058004	二	農業	平成二十五年四月十五日
	11A058005			平成二十五年九月三十日
五 ガソリン	11B008970	一	農業	平成二十五年四月十五日
				平成二十五年九月三十日
二〇 ガソリン	11E014846	三	農業	平成二十五年四月十五日
	11E014848			平成二十五年九月三十日
一 ガソリン	11G066975	一	農業	平成二十五年四月十五日
				平成二十五年九月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県行田市富士見町一丁目八番一号
ほくさい農業協同組合 行田給油所

免税証を交付した事務所

埼玉県春日部県税事務所

亡失年月日

平成二十六年三月二十六日

告 示

埼玉県告示第八百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人犬の総合教育社会化推進機構
- 三 代表者の氏名
前 田 勇太郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、人間と犬が共生出来る社会を構築するため、犬に躰教育を施し、家庭犬の育成訓練等に関する事業を行うとともに、救助犬による災害救援活動への協力や警察犬による訓練等に関する協力も行うことで、地域社会の安全の向上、ひいては人間と動物達が共生する社会の構築に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
根本 豊治	心臓機能障害	循環器内科	医療法人顕正会蓮田病院	蓮田市根金千六百六十二―一	平成二十五年十二月九日
後藤 詠美子	視覚障害	眼科	蕨眼科	蕨市塚越二―三―十二	平成二十六年四月一日
西本 博	肢体不自由	脳神経外科	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	同
柴木 謙次	肢体不自由	神経内科	医療法人財団明理会新越谷病院	越谷市元柳田町六―四十五	同
野村 工	視覚障害	眼科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八―十二	平成二十六年六月二日
今井 康雄	視覚障害	眼科	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	同

大澤 彰	視覚障害	眼科	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	同
白崎 慎英	視覚障害 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして	眼科	医療法人一心会伊奈病院	北足立郡伊奈町小室九千四百十九	同
大野 芳裕	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして	耳鼻咽喉科	狭山神経内科病院	狭山市加佐志六十五	同
水足 邦雄	聴覚障害、平衡機能障害	耳鼻咽喉科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
林 政一	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして	耳鼻咽喉科	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
大供 孝	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして	内科	埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市新和五―二百七	同
大西 由紀	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして	神経内科	埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市新和五―二百七	同
橋本 祐二	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして	神経内科	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚百四十八―一	同

堀匠	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	リハビリテーション科	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚百四十八―一	同
加藤剛	音声・言語機能障害	リハビリテーション科	埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市新和五―二百七	同
中嶋京一	肢体不自由	リウマチ科	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	蓮田市黒浜四千百四十七	同
高橋一司	肢体不自由	神経内科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
西井貴誠	肢体不自由	内科、神経内科	医療法人社団医風会並木病院	所沢市東狭山ヶ丘五―二千七百五十三	同
中原義人	肢体不自由	整形外科	中原整形外科医院	羽生市南四―二―八	同
大久保匡	肢体不自由	整形外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
堀川治	肢体不自由	整形外科	医療法人社団清心会至聖病院	狭山市下奥富千二百二十一	同
甘井努	肢体不自由	リハビリテーション科	医療法人若葉会若葉病院	坂戸市戸宮六百九	同

永倉 大輔	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十 八	同
吉原 美恵子	肢体不自由	整形外科	国保町立小鹿野中央病院 社会医療法人ジャパンメディ カルアライアンス東埼玉総合 病院	秩父郡小鹿野町小鹿野三百	同
町田 裕	肢体不自由	内科	埼玉県立循環器・呼吸器病セ ンター	幸手市吉野五百十七―五	同
大井川 秀聡	肢体不自由	脳神経外科	獨協医科大学越谷病院	熊谷市板井千六百九十六	同
栃木 祐樹	肢体不自由	整形外科	医療法人社団東光会戸田中央 リハビリテーション病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
町田 隆一	肢体不自由	リハビリテーション 科	北里大学メディカルセンター	戸田市本町一―十四―一	同
成瀬 康治	肢体不自由	整形外科	医療法人社団和風会所沢中央 病院	北本市荒井六―百	同
宮崎 寛	肢体不自由	脳神経外科	社会福祉法人恩賜財団済生会 埼玉県済生会栗橋病院	所沢市北秋津七百五十三―二	同
加藤 建	肢体不自由	整形外科		久喜市小右衛門七百十四―六	同

黒柳 美里	肢体不自由	形成外科	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
西村 慶太	肢体不自由	整形外科	医療法人あかつき会はとがや病院	川口市坂下町四―十六―二十 六	同
小川 知宏	肢体不自由	神経内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
川崎 修平	肢体不自由	整形外科	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚百四十八―一	同
中村 耕三	肢体不自由	整形外科	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四―一	同
清水 浩一	心臓機能障害	循環器科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八―十 二	同
足立 孝	心臓機能障害	循環器科	医療法人あかつき会はとがや病院	川口市坂下町四―十六―二十 六	同
松井 朗裕	心臓機能障害	循環器科	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	同
塩見 大輔	心臓機能障害	心臓血管外科	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同

松村 誠	心臓機能障害	内科	東松山市立市民病院	東松山市松山二千三百九十二	同
秋元 寛正	じん臓機能障害	内科	医療法人社団協友会東川口病院	川口市東川口二一十一八	同
小宮山 謙一郎	呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、アレルギー科	医療法人小宮山医院	入間市東藤沢三一八―五	同
佐藤 英幸	呼吸器機能障害	呼吸器内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一一―五十	同
西澤 雄介	ぼうこう又は直腸機能障害	消化器外科	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室七百八十	同
田岡 佳憲	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六一百	同
梶原 由規	ぼうこう又は直腸機能障害	下部消化管外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三一二	同
稲原 昌彦	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	三郷市幸房七百四十五	同
梶原 由規	小腸機能障害	下部消化管外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三一二	同

告 示

埼玉県告示第八百八十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
寺田 寿美子	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	医療法人顕正会蓮田病院	蓮田市根金千六百六十二―一	平成二十四年八月二十三日
徳丸 幹	視覚障害	東松山市立市民病院	東松山市松山二千三百九十二	平成二十四年十二月三十一日
新田 昭彦	肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	医療法人悠仁会新田クリニック	戸田市喜沢南二―四―七	平成二十五年八月二十九日
角田 典哉	視覚障害	ひかる眼科	蕨市中央一―十七―三十五クリエイトビル三F	平成二十五年十月二十日
佐々木 優孝	肢体不自由	医療法人社団優慈会佐々木病院	深谷市西島町二―十六―一	平成二十五年十二月二十一日
亀田 典佳	肢体不自由	医療法人社団東光会東所沢病院	所沢市城四百三十五―一	平成二十六年二月十九日
大鈴 文孝	心臓機能障害	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	平成二十六年三月十七日
大島 正弘	肢体不自由	愛仁クリニック	上尾市上町一―八―十一	平成二十六年三月二十一日
木下 潤一	呼吸器機能障害	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	平成二十六年三月三十一日

西田 陽一郎	肢体不自由、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚百四十八―一	同
萩尾 慎二	肢体不自由	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚百四十八―一	同
山田 克己	心臓機能障害	埼玉県厚生連熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同
御子柴 雅彦	肢体不自由	志木市立市民病院	志木市上宗岡五―十四―五十	同
南谷 淳	肢体不自由	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
飯塚 高浩	肢体不自由	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
井上 貴博	聴覚障害	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
小泉 智三	心臓機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七―一	同

鈴木 裕太郎
心臓機能障害、肝臓機能障害

東松山市立市民病院

東松山市松山二千三百九十二

同

米良 尚晃
心臓機能障害

医療法人尚寿会大生病院

狭山市水野六百

同

池谷 正之
肢体不自由

池谷整形外科医院

鶴ヶ島市五味ヶ谷千二百三十三―二十一

平成二十六年四月一日

田中 茂夫
心臓機能障害

医療法人狭山中央病院

狭山市富士見二―十九―三十五

平成二十六年四月四日

川名 幸一
肢体不自由

かわな整形外科

入間市下藤沢水入七百六十七―一

平成二十六年四月八日

泉 一誠
肢体不自由、じん臓機能障害

イムス富士見総合病院

富士見市鶴馬千九百六十七―一

平成二十六年五月二十一日

告 示

埼玉県告示第八百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアマート南栗橋店

埼玉県久喜市南栗橋八丁目二番九外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年一月二十四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百五十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十六年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十六年六月十三日から平成二十六年十月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月十三日から平成二十六年十月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百八十四号

測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

越谷市東越谷土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十六年六月十六日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第八百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第一千二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第一千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第四百四十号、平成二十五年埼玉県告示第一千七百十二号の事業地に坂戸市大字粟生田字白金並びに大字戸口字柏木、字白金、字新田、字サイカチ及び字天王町並びに大字中里字正天、字稻荷、字尉殿及び字下川原並びに大字塚崎字稻荷及び字高田を加え、大字塚崎字下田及び字清水並びに大字新堀字下耕地において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第一千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第四百四十号、平成二十五年埼玉県告示第一千七百七十二号の事業地に坂戸市大字粟生田字白金並びに大字戸口字村柏木、字白金、字新田及び字サイカチ並びに大字中里字正天、字稻荷、字耐殿及び字下川原並びに大字塚崎字稻荷及び字高田を加え、大字塚崎字下田及び字清水において事業地を変更する。

告示

埼玉県告示第八百八十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、嵐山町平沢土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

内田賢治 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百七番地

内田昇 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀六百七十二番地

大野輝子 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八百五十一番地

大野敏行 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八百七番地一

河井勝久 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百四十番地

奥平武治 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤九百二十二番地

清水悟 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤百九番地九

高橋鉦吉 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀四百五十一番地

西光久 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤千七十五番地

松浦智 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷八十六番地

村田宏吉 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百七十番地

吉野宏 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百八十七番地一

就任した理事の氏名及び住所

内田健 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百三十一番地

内田信雄 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百八十六番地

内田博資 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百七番地

大野輝子 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八百五十一番地

大野敏行 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八百七番地一

奥平武治 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤九百二十二番地

河井勝久 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百四十番地

河井満雄 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤九百八十七番地

清水悟 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤百九番地九

高橋浩之 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀四百五十一番地

滝澤利男 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀九百二十三番地一

松浦智 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷八十六番地

村田永男 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百八十二番地一

村 田 宏 吉
吉 野 宏

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百七十番地
埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百八十七番地一

告示

埼玉県告示第八百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所所在地の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上田清司

号	事	埼	指
第	玉	玉	定
十	県	知	番
五	知		号
式	評	ア	名
会	価	ウ	
社	ネ	エ	称
	ツ	建	
	ト	築	
	株		
番	大	東	変
四	崎	京	更
号	一	都	後
	丁	品	の
	目	川	構
	六	区	造
	三	平	地
	月	成	事
	十	二	務
	日	十	所
		六	の
		年	在
			在

告示

埼玉県告示第八百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事 第八号	指定番号
株式会社 建築構造 センター	名称
東京都新宿区 新宿一丁目八 番一号	変更後の住所
東京都新宿区 新宿一丁目八 番一号	変更後の構造 計算適合性判 定の業務を行 う事務所の所 在地
平成二十六年 五月二十六日	住所及び事務 所の所在地の 変更日

告 示

埼玉県告示第八百八十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

携帯電話解析装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年9月1日(月)から平成31年8月31日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月23日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月22日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月23日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年7月23日（水）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年7月14日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年6月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of cellular phone analyzing device
- (2) Time limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. July 23, 2014 By mail; 5:00 p.m. July 22, 2014 In person; 10:30 a.m. July 23, 2014
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2243

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 平方東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
同市大字北川崎字下町二二六番五地先まで	5 越谷市大字北川崎字下町二三四番二地先か	区 間
七・三〇 八・七二	四・八〇 七・二〇	敷地の幅員 (メートル)
	一一一・一一一	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
まで	北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三三七〇番地先から	区 間
二五・〇〇 三四・七三	二五・〇〇 二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	一一三三・六八	延 長 (メートル)
る。	平成二十年十二月五日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第三十五号で告示し た道路区域の一部変更であ	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年一月二十一日

指令川建セ第二五〇一二七〇号

二 検査済証番号

平成二十六年六月五日

川建セ第二六〇〇三二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字下里字関根八百六十五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字飯田三二〇番地五 センチュリーハイター〇一号

菅間 篤

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年十一月二十七日

指令川建セ第二五 一 六 号

二 検査済証番号

平成二十六年六月十日

川建セ第二六 三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字林四九 番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町羽尾一 七八 一 二 二

吉野雄大

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橋 裕 子

一 許可番号

平成二十五年十二月六日

指令川建セ第二五 一一四〇号

二 検査済証番号

平成二十六年六月十日

川建セ第二六 二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字参耕地二 三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県上尾市本町四丁目九番十九号 コトブキマンション三 二

高橋 俊一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年九月二十四日

指令川建セ第二五〇〇七八〇号

二 検査済証番号

平成二十六年六月十日

川建セ第二六 三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字上砂字上町五一八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字上砂五一六番地

小林 大介

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十六年六月十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野 良 明

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十六年五月九日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字堀込六百三十三番一
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十四・八五メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・七了五・〇〇メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十六年六月十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野 良 明

指定番号	第号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十六年五月二十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字西原三百四十番十七、三百四十番十八
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二十・二六メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・二〇～四・三九メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野良明

認定番号	第一号
認定年月日	平成二十六年六月五日
対象区域	埼玉県入里郡寄居町大字ニヶ山字向田二百六十八番 一外百六十五筆
公告に係る対象区域等を縦覧に供 する場所	埼玉県熊谷建築安全センター内

告 示

埼玉県公営企業告示第四十号

平成二十六年四月二十五日埼玉県公営企業告示第二十四号（埼玉県江南中継ポンプ所ほか二箇所で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十六年六月十三日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

告 示

埼玉県公営企業告示第四十一号

平成二十六年四月二十五日埼玉県公営企業告示第二十五号（埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十六年六月十三日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

告 示

埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年六月十三日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年六月十九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

正 誤

埼玉県告示第四百四十号（平成二十五年四月二日第二千四百八十号）中訂正

ページ 行
十六 二十七

誤
次項から9の項までの

正
次項から6の項までの